

議長（福田会長）

会議資料３ページの議案第 38 号「補助金，交付金等の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第 38 号「補助金，交付金等の取扱いについて」ご説明いたします。別冊の参考資料は 11～13 ページですので，併せてご覧ください。

議案の内容ですが，本文中に記載のとおり，補助金，交付金等については，原則として宇都宮市の制度に統一するものとする。ただし，統一に時間を要する補助金等については，各町の従来からの経緯・実情等に配慮しながら，調整を図るものとするというものであります。

続きまして，詳細についてご説明いたします。参考資料の 11 ページをご覧ください。中段以下に，補助金，交付金等の調整の図り方を記載してありますが，補助金，交付金等は約 550 件であり，これを現行のまま新市に引き継ぐものなど，記載の 4 つの区分に調整するものであります。

また，次のページの(1)の先進事例につきましては，新潟市など 4 市の例を，(2)の関係法令につきましては，地方自治法第 232 条の 2 を記載しております。

なお，13 ページに補助金，交付金の定義を記載しておりますが，補助金とは，地方公共団体の施策・事業を推進するため，行政目的と合致する団体の活動に対して支出するものであり，また，交付金とは，地方公共団体が行うべき事務を団体等に委託した場合に，その事務処理の報償として支出するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう，お願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 38 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

550 件というのは 3 町合わせて 550 件ということですね。

事務局（河原行政経営部長）

はい。

議長（福田会長）

ご意見はございませんか。はい，福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

補助制度ですが、ここに「新市に移行後速やかに調整するもの」、「移行後も当分の間現行どおりとするもの」、「段階的に調整するもの」と出ておりますが、先ほど 550 件と申されましたが、その内容的な概ねの数、どのぐらいのものが当分の間現行のままでいるのかお尋ねいたします。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（鈴木財政課長）

(3) はおよそ 100 件でございます。「(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの」は 192 件、「(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの」は 187 件、「(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの、又は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの」が 98 件、「(4) 廃止の方向で調整するもの」が 73 件でございます。

議長（福田会長）

参考資料 11 ページの、補助金、交付金等は、次の区分に調整するものとするということで(1) から(4) まであり、上から順に 192 件、187 件、98 件、73 件、こういう内訳になる予定ということであります。福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

廃止の 73 件の主なものはどんなものがあるのでしょうか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（鈴木財政課長）

例えば宇都宮市で行われている、全国で会場を変えながら単年度補助で行っている大会補助のような形のものがまず 1 つです。上河内町で行われている紙おむつの支給事業費補助金とか、あるいは河内町で行われている農協の生産部会育成補助金等もございます。主なものということで、以上でございます。よろしくお願いします。

福田（栄）委員（河内町）

例えば私の河内町で、事務事業とかいろいろなものは、協議をして執行部が了解して調整案がここに出ているのだと思っておりますが、我々は町内の協議事項の細かい内容が分かりません。今の主なものの中で、農協の補助は合意がされているのか、逆に河内町

の方に聞きたいのですが。

議長（福田会長）

はい，事務局。

事務局（鈴木財政課長）

基本的には，1市3町の協議を経ながら合意をしてきたものでございます。

福田（栄）委員（河内町）

協議の合意は分かるのですが，補助を受ける側の団体の了解とか合意を事前に得ているのかということです。ただ決められると押しつけになってしまうんじゃないでしょうか。我々が先に行って文句を言われることになりますから。

議長（福田会長）

進め方としては，ここでご了承いただいて，各団体にもし補助金が出ているものを打ち切るとすれば，合併までにこれから了承を賜ることの協議に入るということか，既に協議が整った上で総務専門部会で合意ができたということなのか，前者後者のどちらでしょうか。

事務局（鈴木財政課長）

当然，円滑な見直しができるものとそうでないものがあると思います。そうでないものにつきましては，これから十分な協議をしながら詰めていくということでございます。

議長（福田会長）

はい，福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

我々もそれで了解したいと思いますが，我々の方からの要望事項としては，この協議会で了承を得たのだからこうしてくれという押しつけではなく，あくまでも対話の形で物事を解決していただきたいと思っておりますので，よろしくお願いします。

議長（福田会長）

今の福田委員の意見はごもっともな発言だと思います。ただ，1市3町がバランスをとる必要もありますので，それらも各団体に今後十分説明しながら，ご理解を得ていく努力をみんなでしていきたいと思います。

73件につきましては，3町が何件ずつかに分かれるわけですが，各委員の皆さんが各

役場と話を詰めていただくことが必要であれば、そのような作業もしていただければと思います。

ほかにございませんか。特に「廃止の方向で調整する」は、「廃止」ではなく「廃止の方向で調整する」というもので、今後協議が整えば、ということでございますので。

はい、事務局。

事務局（河原行政経営部長）

若干補足させていただきます。完全に廃止するものと、例えば先ほど紙おむつ（の支給事業費補助金）について廃止と申し上げましたが、宇都宮市の場合、紙おむつの支給は介護保険制度でやっています。そちらに移行する場合にも「廃止」という表現を使わせていただきました。よほどのことでない限り単純に廃止ということはないと思います。

例えば宇都宮市でほかの事業として実施している場合は、補助金は廃止しますが事業でやりますという部分がございます。詳細につきましては、今、会長が申しましたように、各事務局と話し合っていただければと思います。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 38 号「補助金、交付金等の取扱い」につきましては、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 38 号は原案のとおり決定といたします。